40

自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策【総務省】

3-2　通信　FDMA 住民とともに

施策概要　自治体庁舎等における衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を促進

効 果　災害発生時に地上通信網が途絶した場合でも、外部との連絡手段を確保

■ 全国的な対策と効果

対策　地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等について、市町村・消防本部における整備を推進

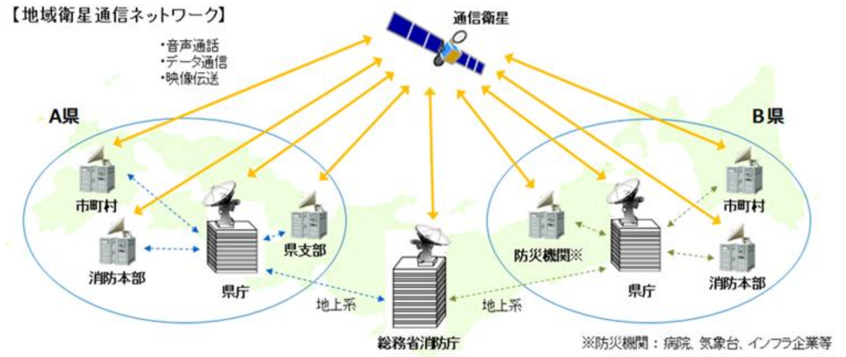

※「地域衛星通信ネットワーク」は、災害発生時における非常用通信手段等として国(消防庁)、地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク(運営:一般財団法人自治体衛星通信機構)。

5か年加速化対策の効果

➢ 災害発生時に地上通信網が途絶した際に、都道府県や市町村等が外部と連絡を取ることが可能となり、**迅速で的確な災害対応の実施に寄与**

＜第３世代システムの効果＞
① **大雨による通信障害が発生しにくい**
② **災害現場で柔軟に設置・運用できる**
③ **高品質な映像を送受信できる**

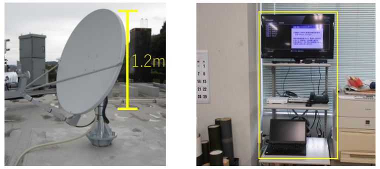

第3世代システムの衛星通信機器
(アンテナ、室内機器ともに小型かつ低コスト)

■ 予算額(国費)(加速化・深化分)

R3	R4	R5
-	0.2億円	0.2億円
R6	**R7**	**累計**
-	-	**0.4億円**

■ 目標達成の見通し

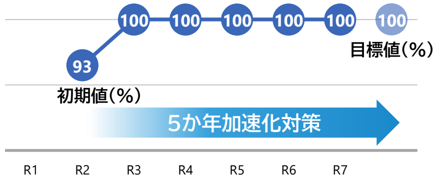

【KPI】衛星通信による非常用通信手段を整備した市町村・消防本部の割合

効果発揮事例

衛星通信を利用した被災地映像の共有による災害対応への貢献

総務省消防庁　｜　石川県　｜　自治体庁舎等における非常用通信手段の確保

■ 被災地からの映像伝送の概要

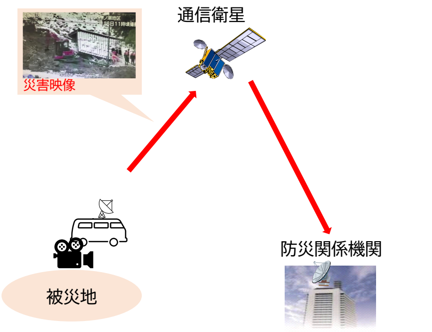

地上通信網を経由せず、通信衛星を経由するため、地上通信網の状況にかかわらず被災状況を共有可能です。

■ 衛星通信機器搭載の無線中継車

衛星通信機器搭載の無線中継車、可搬型衛星地球局を使用して、衛星を経由した情報共有を行います。

事業費

0.4億円（うち5か年加速化対策(加速化・深化分)0.4億円）

事業の背景(地域の課題)

緊急消防援助隊等が活動する際において、指揮隊や総務省消防庁と情報共有を行う必要がありますが、災害時においては、地上の通信網が途絶することも想定されます。そのため、災害発生時に地上通信網が途絶した際にも映像等を伝送できるシステムが求められていました。

事業の内容

災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡を取るため、衛星通信を用いた非常用通信手段を確保しました。被災地から通信衛星を経由して、防災関係機関への状況共有が可能となりました。

効果

令和6年能登半島地震において、緊急消防援助隊として派遣された消防本部が、現地での救助活動等の状況について、無線中継車を使用して衛星通信経由で総務省消防庁へ映像配信しました。衛星通信を利用することにより、地上の通信網が利用できない地域においても被害状況の共有が可能となり、迅速な災害対応に貢献しました。
(写真は大阪市消防局から総務省消防庁に送られた被災地映像)